

# 都市核のまちづくり



発行・お問い合わせ： 武蔵村山市 都市整備部 区画整理課  
〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1 TEL (042)565-1111 (内線 282・283)

## 平成21年度の工事予定箇所が決定しました

平成21年度工事予定箇所が決定しました(次ページ参照)。

昨年度は区画道路築造5号・6号工事を行いました。また、道路工事と平行して仮換地指定を行い、建物移転を3棟行いました。

道路工事区域、建物移転の対象となる方については、戸別訪問を行い補償金等のご説明をさせていただき、皆さまのご協力を得ながら事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、今年度の工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合がありますのでご了承ください。

### 区画整理事業進捗状況

年 度	区画道路築造(延長)	仮換地指定(面積)	建物移転
平成18年度	第1号(77.9m) 第2号(31.4m)	2件(200㎡)	2棟
平成19年度	第3号(157.7m) 第4号(257.9m)	5件(966㎡)	3棟
平成20年度	第5号(383.7m) 第6号(57.2m)	7件(2,541㎡)	3棟
計	総延長 965.8m	14件(3,707㎡)	8棟

## ホームページをご覧ください

(掲載内容) ○事業の概要…設計図・事業概要パンフレット  
平成21年度工事予定箇所図

- 移転について
- 地区計画…地区計画書・地区計画区分図等
- 建築の制限、その他証明
- 審議会について

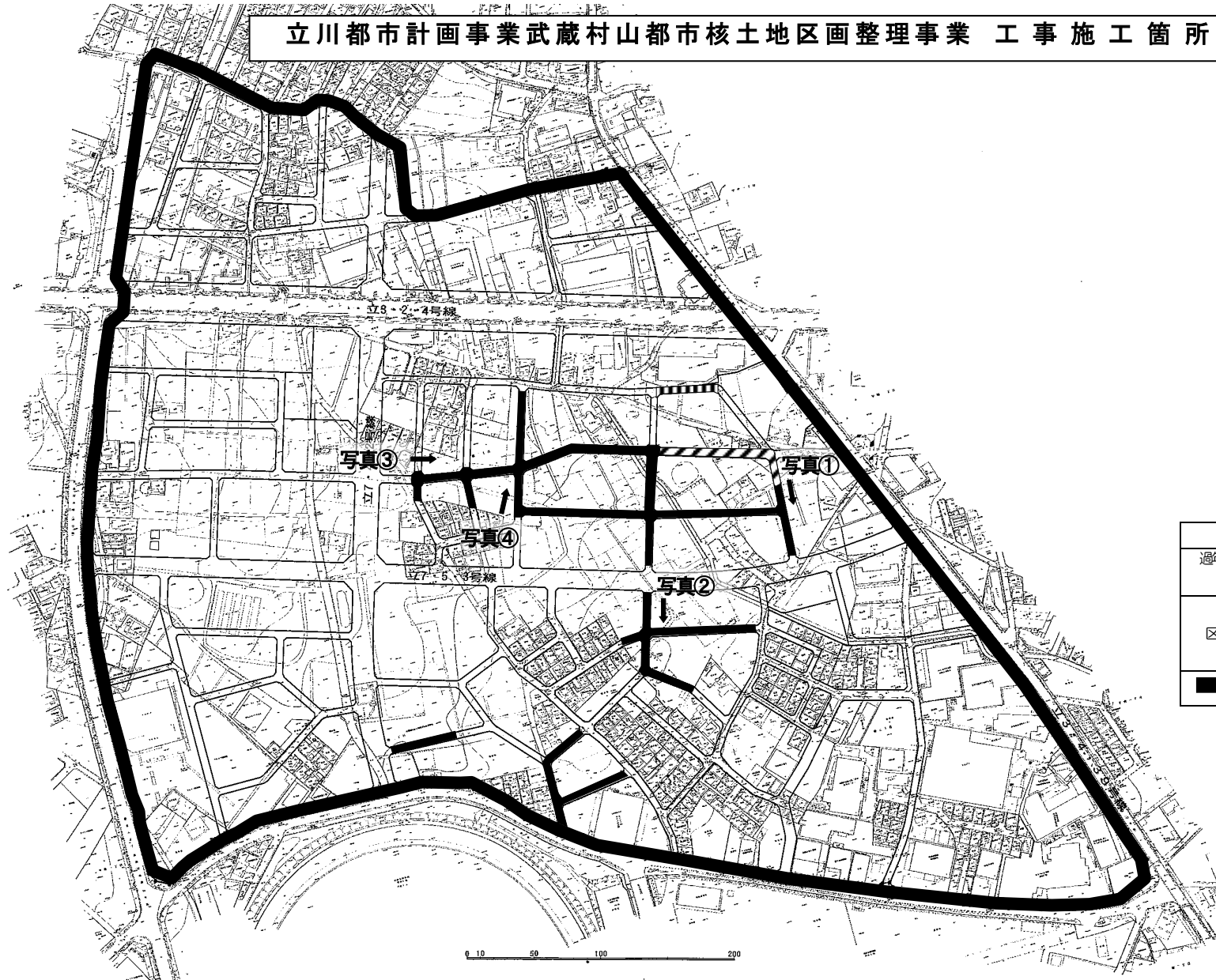
アドレス <http://www.city.musashimurayama.tokyo.jp/>

トップページ⇒市のとりくみ⇒まちづくり⇒区画整理をご覧ください。



立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業 工事施工箇所図

平成21年8月現在



凡 例		
過年度施工箇所 (施工済)	平成21年度 施工予定箇所	
区画道路工事	区画道路改築工事 延長100m幅員5~6m	雨水管鋪設工事 延長54m径900mm

今年度工事予定箇所については、やむを得ず変更になる場合があります。

## 区画道路が新設されました

地権者の皆さまのご協力をいただき、平成18年度より区画道路築造工事を進めてまいりました。この工事により新設された区画道路を一部ご紹介します。（撮影場所は2ページを参照ください。）



←①区画道路1号工事

↓②区画道路6号工事（元榎児童遊園付近）



③区画道路5号工事



④区画道路5号工事



### 個別相談事務所をご利用ください

所在地 武蔵村山市榎3-84-8  
開催日 毎週 火・木曜日（祝祭日は除く）  
開催時間 午前10時～午後4時  
電話番号 042-561-4443



区画整理課（市役所第2庁舎2階）へもお気軽にご相談ください。

## 土地区画整理審議会開催状況

土地区画整理審議会は、権利者の代表として都市核地区の重要な事項について審議していただいております。第13回、第14回は下記のとおり開催されました。

	開催日	主な内容
第13回	平成20年9月16日	換地設計の一部変更について 仮換地の指定について
第14回	平成21年6月16日	仮換地の指定について

※個人情報に関する議題については非公開となります。

## 審議会委員の選任について

平成21年8月6日付で庄司要一郎委員に代わり、下記のとおり新たに審議会委員を選任しました。

委員の種別	氏名
学識経験を有する者	波多野晃夫

## 土地の売却・建物の建築等について

土地・家屋の売却、権利譲渡には特に制限はありませんが、区画整理事業では、減歩負担、移転、清算金等の権利義務が継承されますので、これらを十分理解された上で売買されるようご注意ください。

また、土地の形質の変更、建物や工作物の新築、増改築等については、「土地区画整理法第76条」に基づき、許可申請の手続きが必要になります。

新築、増改築を希望される方については、個々のケースや状況により判断し事業上支障がなければ建築が可能です（事業に支障がある場合、不許可になる場合があります）。

また、当地区は地区計画区域内となりますので、別途届出が必要になります。

その他、所有権の移転、分合筆等の土地の変動がある場合等は届出をお願いいたします。

**土地の売買や建築行為等のご予定がある方は、事前に  
区画整理課までご相談ください。**

# 区画整理

# Q & A

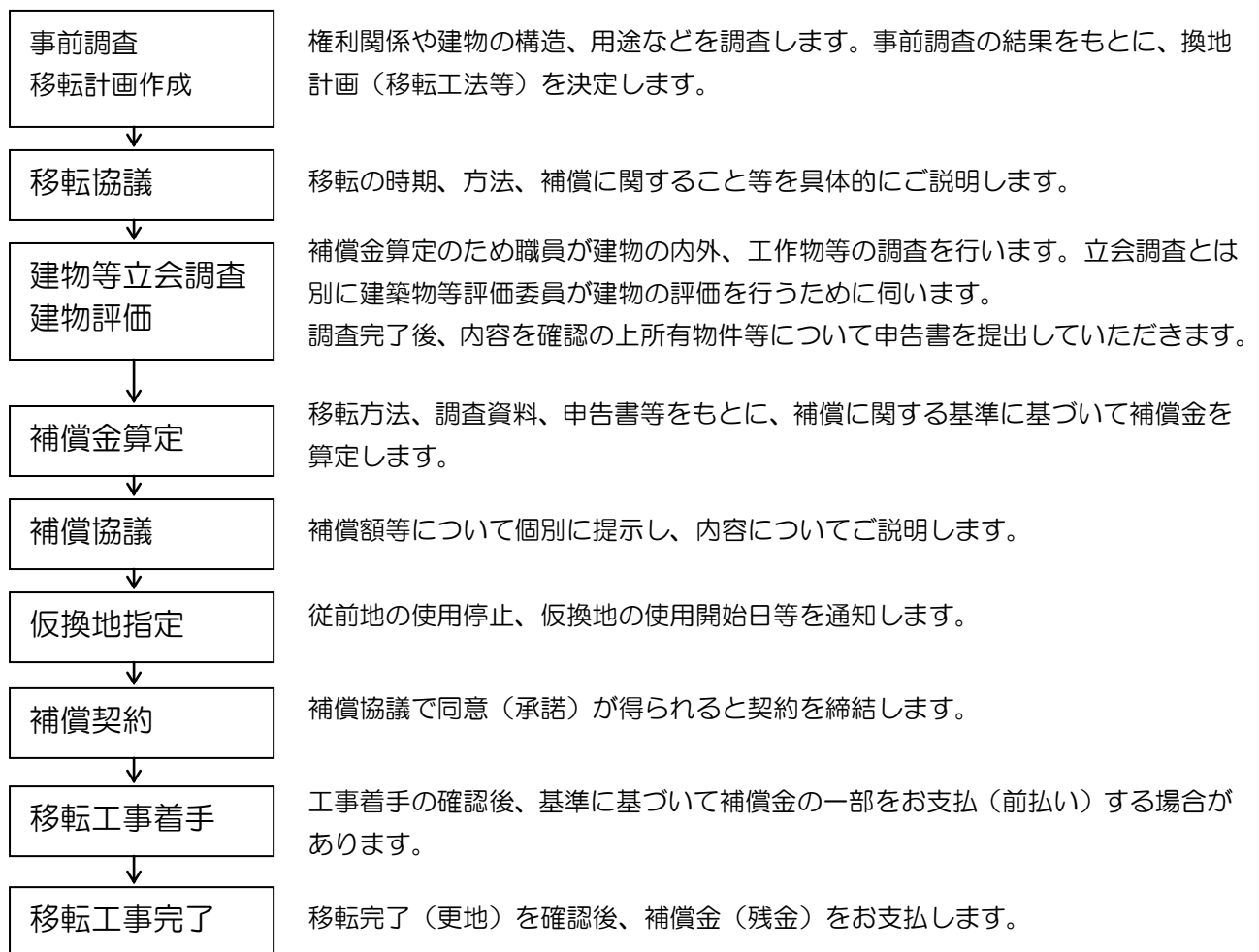


## 【移転について】

Q1 建物移転の予定があるといわれていますが、どのように進めるのですか？

A1 移転が必要となる時期の1年前を標準に戸別訪問を行い、移転時期や補償内容などについてご説明させていただきます。（諸般の事情によりご説明の時期が変わる場合があります。）

移転の流れは以下のとおりです。



移転工事については、施行者（市）が補償金をお支払いし、権利者の皆さんご自身で工務店等に発注していただき建物の撤去や移転、再築等を行っていただきます。従前地は更地の（何も建っていない）状態で市に引き渡していただきます。移転期間中は仮住居にお住まいいただきます。

# 事業の経過と今後の予定

